

介護保険システム等標準化検討会 第2回議事概要

日時：令和6年8月9日（金）15:30～16:30

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社会議室 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学 大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
出席	須江 明香	川口市福祉部次長 兼 介護保険課長
欠席	澤邊 涼	板橋区健康生きがい部介護保険課長
出席	菊川 隆志	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長
出席	土橋 昌平	甲府市福祉部福祉支援室長寿介護課経営係 主任（代理出席）
出席	渡部 竜男	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐
出席	三浦 裕和	株式会社RKKCS 企画開発本部 保険福祉システム部長
出席	末武 純	Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 住記1課長
出席	鈴木 良輔	株式会社TKC 福祉情報システム第一技術部 チーフ
出席	立野 雅也	株式会社電算 ソリューション2部
出席	濱田 裕介	株式会社アイネス 公共ソリューション本部 北関東支社 第三課 主任
出席	玉置 直人	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 マネージャー
出席	伊藤 貴実	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第六部 課長（代理出席）
出席	田中 卓	富士通Japan株式会社 パブリック事業本部 社会保障・フロントソリューション事業部 マネージャー

（オブザーバー）

欠席	千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
出席	池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
欠席	米田 圭吾	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席	津田 直彦	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	山田 貫才	デジタル庁統括官付参事官付
欠席	丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	中川 瑛	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任 保険局保険課 課長補佐 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー
出席	大竹 雄二	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長
出席	渡邊 圭彦	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 標準仕様書 第4.0版案の変更概要等について
3. 標準仕様書 第4.0版案の決定について
4. その他

【議事概要】

○構成員意見

・資料3の6ページでは介護分野におけるDXの推進への対応により追加された機能要件の適合基準日は下期の継続検討事項とされているが、別添の機能・帳票要件の適合基準日は令和8年4月1日とされている。下期の継続検討事項とされるのであれば、適合基準日に（案）等を記載されないのか確認させていただきたい。

⇒（厚生労働省）検討会資料は公表する資料であり、資料3にて下期の継続検討と示し適合基準日は案という扱いにしているため、機能・帳票要件の適合基準日には日付のみを記載するという整理にしている。さまざまなご意見を踏まえた整理であるため、現状の記載にしたいと考えている。

⇒（厚生労働省）資料3にて下期の継続検討と記載しているため、機能・帳票要件の適合基準日の欄に記載する必要はないと考えていたが、ご意見を踏まえ、表記をどうするか再度検討する。

⇒（事務局）資料3にて下期の継続検討と示しており、検討会資料として公開されるため、機能・帳票要件の適合基準日に同様の記載がなくても問題ないと考えている。

⇒（ベンダ構成員）下期の継続検討事項ということで理解しており、可能であれば機能・帳票要件の適合基準日へ追記してほしいという意見であるため、最終的な資料の出し方等は一任する。

⇒（事務局）自治体・ベンダの中には機能・帳票要件の記載のみで判断されることを懸念されての質問と思われるため、厚生労働省と検討する。

○構成員意見

・資料3の12ページで高額合算の勧奨通知について、機能ID 0231434の実装区分が実装必須とされているが、介護保険最新情報Vol.240において「可能な限り、勧奨を実施していただきたい」とあるため、標準オプション機能でよいのではないかと考えている。実装必須機能とされた理由を確認させていただきたい。

⇒（厚生労働省）実装区分が実装必須機能の場合、ベンダはシステムへの実装を必ず行うことになり、自治体として実装された機能の利用有無を判断することになる。実装区分が標準オプション機能とすると、ベンダにて実装有無の判断を行うため、自治体が勧奨通知を発行されたいとなってもシステムに実装されていない場合があり、勧奨通知の発行がそもそも行えないこととなる。そのため、介護保険最新情報では「可能な限り、勧奨を実施していただきたい」と示しているが、システム機能としては実装必須機能としたいと考えている。

⇒（ベンダ構成員）現在のシステムでは発行機能はなく、運用いただけているため、標準準拠システムにて新たに開発することになる。

⇒（ベンダ構成員）現在のシステムでは発行機能は設けていない。運用上、必要な場合はシステム外で発行し運用いただいている。運用はシステム外で行えるが、実装必須になると対象件数が少

ない中で機能を実装することになるため、ベンダとしては厳しいと考える。

⇒（ベンダ構成員）現行システムに帳票の出力機能はない。実装区分の考え方として、すべての自治体が必要な機能を実装必須機能とすることは問題ないが、自治体の判断により必要性が分かれる可能性がある機能を標準オプション機能ではなく実装必須機能にされることで、他の機能要件における実装区分の解釈も変わってくる可能性があるため、その点も踏まえて検討していただきたい。

⇒（座長）自治体構成員にも実情を確認したい。

⇒（自治体構成員）本日担当が出席していないため、回答できない。

⇒（自治体構成員）同じく担当が同席していないため即答できない。

⇒（自治体構成員）給付担当が不在のため、状況を確認できない。

⇒（自治体構成員）担当が同席していないため、お答えできない。

⇒（座長）担当者でないと回答が難しいということ、ベンダの考えもあるため、持ち帰り検討することとしたい。厚生労働省と事務局で検討し、検討結果等を構成員へ共有する。

○座長

・事務局からの説明のとおり検討会後に変更等が発生する可能性があるが、最終的な判断については座長に一任していただきたい。

・「介護保険システム標準仕様書【第4.0版】案」の決定にあたり、疑義等はないか。

なお、持ち帰り検討とした意見に関しては、本日の決定範囲からは対象外とし、調整後に【第4.0版】として反映するか、もしくは継続検討とする。

⇒（座長）特に疑義等はないため、「介護保険システム標準仕様書【第4.0版】案」を決定とする。

以 上

【検討会終了後の検討結果】

- ・介護情報基盤との連携に関する適合基準日については、当検討会の当日資料とあわせて標準仕様書を確認いただくことで、適合基準日は継続検討事項であることが確認できるため、標準仕様書における適合基準日の記載は当初案のとおりとする。
- ・高額医療合算介護サービス費の勧奨通知の作成機能については、ご意見を踏まえ標準オプション機能とする。